

京都市ネーミングライツ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 本市の施設、イベント等（以下「施設等」という。）について、その全部又は一部に通称を命名する権利をいう。
- (2) 局長等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長（京都市局長等専決規程における専決事項として、本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関することが規定される担当局長を含む。）、会計室長、区長、消防局長、教育長、市会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び人事委員会事務局長をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツを民間事業者等に付与するに当たっては、京都の歴史性やまちの品位・品格を考慮し、市民の理解が得られるよう努めるとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(対象外とする施設等)

第4条 市役所、区役所などの庁舎、学校、病院、市営住宅のほか、次の各号のいずれかに該当するなどにより、局長等がネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設等は、ネーミングライツの付与の対象外とする。

- (1) 市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
 - (2) 公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの
 - (3) 元離宮二条城など歴史に由来する固有の名称が付されているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、施設等の一部をネーミングライツの付与の対象とすることを妨げないものとする。

(契約の相手方としない業種等)

第5条 京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準に合致しない業種及び事業者については、ネーミングライツに係る契約の相手方となることはできない。

- 2 前項に定めるもののほか、局長等は、所管する施設等ごとに、ネーミングライツに係る契約の相手方となることができない業種及び事業者を追加することができる。

(通称の表記)

第6条 民間事業者等が施設等に命名する通称の表記方法については、京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準に合致するものでなければならない。

- 2 局長等は、特に必要があると認めるときは、通称に「京都市」、「京都市立」、「京都市営」を含める等通称の表記に条件を付すことができる。

(民間事業者等による提案)

第7条 民間事業者等は、ネーミングライツの付与を希望する施設等があるときは、行財政局財政担当局長の定めるところにより、当該施設等のネーミングライツに係る提案を同局長に行うことができる。

2 行財政局財政担当局長は、前項の提案があったときは、同項の施設等を所管する局長等に報告するものとする。

3 前項の局長等は、同項の規定による報告があったときは、第1項の提案について、その採否を決定するものとする。

(付与必要事項の決定)

第8条 局長等は、所管する施設等をネーミングライツの付与の対象としようとするときは、施設等、募集方法、予定価格、契約期間、選定方法その他のネーミングライツを付与するために必要な事項を決定するものとする。

(公募前の市会への報告)

第9条 局長等は、ネーミングライツの付与の対象としようとする施設等について、次条の公募を行う前に、京都市会基本条例第18条第1項第3号の規定に基づく議決を要する場合にあっては当該議決に係る議案の審査が付託された委員会において、当該議決を要しない場合にあっては当該施設等を所管する常任委員会において、前条の事項を報告するものとする。

(公募)

第10条 局長等は、行財政局財政担当局長の定めるところにより、ネーミングライツに係る提案の公募を行うものとする。この場合においては、前条の委員会での議論を尊重するものとする。

(契約の相手方及び命名する通称の選定の審査等)

第11条 局長等は、前条の公募に応募があったときは、応募した者のうちから契約の相手方を決定するため、京都市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を依頼するものとする。

2 審査委員会においては、民間事業者等からの提案に係る次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 通称

(2) 予定価格

(3) 契約期間

(4) 民間事業者等の経営の安定性

(5) 施設等の知名度や魅力の向上

(6) 市政や地域への社会貢献などの公共性

(7) その他局長等が必要と認める事項

3 市長は、審査委員会の審査結果を尊重し、ネーミングライツに係る契約の相手方を決定するものとする。

(契約締結前の市会への報告等)

第12条 局長等は、ネーミングライツに係る契約の締結前に、前条第3項の審査結果及び当該契約の相手方を公表するとともに、当該契約に係る施設等を所管する常任委員会に報告するものとする。

2 市長は、前項の契約を締結するに当たっては、同項の委員会での議論を尊重するものとする。

(契約の内容)

第13条 ネーミングライツに係る契約には、当該契約の締結後の企業名の変更、社会的信用の失墜その他不測の事態が発生した場合における解除要件等について定めるものとする。

(契約に基づく審査委員会の審査等)

第14条 局長等は、ネーミングライツに係る契約に基づき審査委員会の審査を経なければならないときは、審査委員会に審査を依頼するものとする。

2 市長は、審査委員会の審査結果を尊重し、前項の契約を履行するものとする。

(その他)

第15条 本市が施設等に対する寄付を受ける場合については、この要綱は適用しない。

(補則)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則 (H20.10.30決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (H21.3.31決定)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (H24.7.10決定)

この要綱は、平成24年7月11日から実施する。

附 則 (H27.1.28決定)

この要綱は、平成27年1月30日から実施する。

附 則 (H29.2.6決定)

この要綱は、平成29年2月9日から実施する。

附 則 (H29.8.25決定)

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

附 則 (H30.3.30決定)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (R2.3.30決定)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。